

保護者のみなさまへ

就学援助制度についてのお知らせ

長野市教育委員会

長野市では、お子様の就学にあたって経済的な理由により学用品費や給食費などのお支払いにお困りのご家庭に対して援助を行っています。

1. 援助を受けられる方

- (1) 市民税非課税世帯
- (2) 児童扶養手当受給世帯（児童手当・特別児童扶養手当ではありません）
- (3) 前年の所得額が所得基準額を下回る世帯

世帯人員	3人	4人	5人	6人	7人
所得基準額	約211万円	約249万円	約296万円	約335万円	約393万円

※ 所得額とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額

事業所得者の場合は、収入額から必要経費を差し引いた金額であり、同一世帯員の所得は合算します。なお、住民票上別世帯であっても同居をしている場合は、同一世帯とみなします。

※ 所得基準額はあくまで目安であり、生活保護基準が変更となった場合は所得基準額も変更となります。

※ 所得額が所得基準額を下回っていても生活実態等により認定にならない場合があります。

- (4) 災害・疾病・失業等により生計に著しい変化を生じ生活が困難であると認められる世帯

2. 受けられる援助費

- (1) 学用品費・通学用品費・校外活動費（泊なし）〔支給時期－8月・12月予定〕
- (2) 修学旅行費・校外活動費（泊あり）〔該当学年のみ対象 支給時期－12月予定〕
- (3) 新入学児童生徒学用品費〔1年生のみ対象 支給時期－8月予定〕
- (4) 学校給食費〔支給時期－8月・12月・3月予定〕
- (5) 医療費〔学校で認める特定の疾病治療に対して医療券を交付します。〕
- (6) その他〔特定の体育実技用具費・通学距離が一定以上ある場合の通学費〕

※ 国立学校へ通学している方は、直接長野市教育委員会学校教育課へお越しください。受けられる援助費は、学用品費等と新入学児童生徒学用品費のみとなります。（支給時期－9月予定）

※ 援助費支給後に市外転出やご家庭の状況が変わった場合は、援助費をお返しいただく場合があります。

3. 手続きの方法

援助を希望される方は、各学校又は教育委員会学校教育課（市役所第1庁舎6階）で配付する申請書（お子様1人につき1部）に必要事項を記入の上、お子様の通学している小・中学校へ4月末日までに提出してください。

なお、年度当初に限らず年度途中でも随時申請は受け付けますので、ご家庭の状況が変わった場合は各学校へ連絡してください。

※ 税の申告が必要な方は、申請日までに手続きを済ませてください。前年所得、課税額が不明な場合は認定できません。

※ 本年1月1日現在、長野市に住民登録がなかった方は、6月中旬以降に1月1日現在の住所地の市区町村から本年度の課税内容証明書（18歳以上の世帯員全員）を取得し提出してください。

4. 認定の可否

7月上旬（予定）に学校経由でお知らせします。

5. 問い合わせ先

長野市教育委員会 学校教育課 （電話）224-5063